平成２７年（フ）第６５３号
福岡県糸島市二丈吉井4198番地
債務者　阿部　大祐
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６５４号
福岡市中央区春吉３丁目15番27―605号
債務者　小野　裕子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６６３号
福岡市博多区大字立花寺179番地64、前住所福岡市南区平和２丁目19番23号
債務者　井上　壽人
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６６８号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目９番２―501号
債務者　長谷川勝成こと　張　　勝成
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６６９号
福岡県福津市若木台１丁目１番地の８、前住所広島県廿日市市大野中央２丁目３番16号
債務者　佐藤　紀子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６７１号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　22棟107号、前住所福岡県宗像市日の里２丁目15番地７セジュールアベ103号
債務者　久木田修一
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６７３号
福岡市中央区大手門３丁目９番19―1208号
債務者　吉留　幸江
1　決定年月日時　平成27年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６８３号
福岡市南区弥永４丁目１番76―101号
債務者　桑原　辰夫
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６９４号
福岡市西区下山門団地25番304号
債務者　山下　敏子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６９８号
福岡市東区箱崎４丁目32番20―402号
債務者　波田　正昭
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７０２号
福岡県糟屋郡宇美町若草１丁目21番33号
債務者　吉岡　邦子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７０４号
福岡市東区和白４丁目16番26―201号、前住所福岡県糟屋郡新宮町夜臼３丁目13番11号
債務者　大窪　奈美
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７０９号
福岡県太宰府市通古賀６丁目６番５号
債務者　園田冨士男
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５１号
長崎県大村市富の原２丁目374番地11、旧住所長崎県大村市植松３丁目780番地１　アーバンハイツ植松Ｂ201号室
債務者　川原　優美
1　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第３２６号
仙台市青葉区八幡２丁目20番24号　ウッドハウスＤ、従前の住所仙台市青葉区三条町11番26号　アップルハイツ三条町202
債務者　中澤　京子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２８号
福島県いわき市平下神谷字北一里塚76番地の８
債務者　高橋　淳子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
福島地方裁判所いわき支部